

佐賀県告示第二百三十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条及び第百十八条の規定による陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成二十三年八月五日

佐賀県知事 古川 康

区分	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
男子	（筆記試験） 平成二十三年九月一七日	佐賀市松原一丁目二番三五号	佐賀商工会館
		唐津市西城内六番三三号	唐津市民会館
男子		伊万里市松島町三九一番地一	伊万里市民センター
		武雄市武雄町大字武雄五五三八番地一	武雄市文化会館
男子		神埼郡吉野ヶ里町立野七番地一	陸上自衛隊目達原駐屯地
		杵島郡白石町大字坂田二七五番地一	有明公民館
女子	（口述試験及び身体検査） 平成二十三年九月二〇日～ 二二日のうち一日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地一	陸上自衛隊目達原駐屯地
		神埼郡吉野ヶ里町立野七番地一	陸上自衛隊目達原駐屯地
女子	（筆記試験及び口述試験） 平成二十三年九月二六日	神埼郡吉野ヶ里町立野七番地一	陸上自衛隊目達原駐屯地
		（身体検査） 平成二十三年九月二七日	陸上自衛隊目達原駐屯地